

『心にググっと観光ぐんま』特集記事製作業務仕様書

1 業務の名称

「心にググっと観光ぐんま」特集記事製作業務

2 業務の概要

群馬県観光公式サイト「心にググっと観光ぐんま」は、令和 5 年 3 月にリニューアル、公開したもので、従来の観光スポット情報に加え、様々な切り口で地域の魅力を伝える特集記事を掲載できる仕様としている。

観光スポットやグルメ、ユニークな人などの地域資源を深掘りするものや、県内の複数のスポットを横串に刺すものなどの記事を製作し、サイトの閲覧者数およびエンゲージメント率の増加、ひいては群馬県への来訪増加につなげる。

3 業務の実施時期

契約締結日から令和 6（2023）年 3 月 29 日（金）まで

4 業務の内容

（1）記事の製作

テーマやエリアなどに合わせた特集記事を製作する。

・製作本数：15 本以上

うち、60%以上は現地取材および写真撮影を伴うものとする。

・文字数：1 本 2,000～3,000 字程度

・掲載予定時期：①令和 6 年 1～3 月 8～10 本以上

②令和 6 年 4～5 月 5～7 本以上

・備考：成果物は群馬県観光公式サイト「心にググっと観光ぐんま」内の特集記事コーナー（<https://gunma-kanko.jp/features>）に掲載する。

（2）製作方針

ア 情報収集および取材・写真の撮影

・記事で取り上げるテーマやエリア、観光素材は、委託者が提供する素材の他、体験など群馬の魅力を訴求できるものとし、最終的には委託者と調整の上、決定すること。委託者が提供する素材は、県内市町村等から収集するものである。

・製作する記事により、群馬県内 35 市町村すべてに触れること（1 市町村あたり、記事 1 本以上、写真 1 枚以上となること）とし、記事で触れる地域に極端な偏りが出ないように配慮すること。

・記事の製作にあたり現地取材および写真撮影を行う場合には、取材の方法、内容について、あらかじめ委託者と協議し決定すること。

- ・現地取材を行わずに記事を製作する場合には、必要に応じ関係者から写真の提供を受けること。

※現地取材を行わずに製作する記事の例

子ども連れに嬉しい公園●選、高速路線バスで行ける温泉、

「GunMaaS」で乗れる群馬の私鉄 5 社、群馬の冬にも登れる低山●選

- ・上記を含め、取材や記事製作に伴う連絡、調整（交渉、許諾申請）の他、これらに伴う一切の業務を行うこと。
- ・交通費等の取材に係る経費については、すべて受託者の負担とする。
- ・写真の撮影にあたっては、被写体が人物の場合には肖像権の侵害が生じないよう十分注意すること。

イ 記事の製作

- ・記事の構成は、記事タイトル、リード文、本文とすること。
- ・写真は記事 1 本につき 10 枚以上（メイン写真を含む）掲載すること。
- ・昨今の旅行者ニーズを意識した内容とすること。
- ・より多くのユーザーに閲覧されるよう工夫すること。

ウ 校正

- ・掲載内容確認のための校正（架電を含む）は受託者が行うものとし、その結果を委託者あてに報告すること。
- ・委託者においても 2～3 回の校正を行うことを想定すること。

(4) 納品

ア 納品期限

令和 6 年 3 月 29 日（金）

イ 納品形式

- ・①令和 6 年 1～3 月に掲載予定の記事は、受託者において CMS により「心にググっと観光ぐんま」に掲載すること。CMS 編集権限は受託者に別途付与する。
- ・①および②令和 6 年 4～5 月に掲載予定の記事は、撮影した写真を含む記事一式を電子データおよび CD-ROM 等の記録媒体 3 部にて納品すること。

5 その他

- (1) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則として委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という）については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (2) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。第三者から成

果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- (3) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。
- (4) 業務実施にあたっては委託者と連携を密にし、必要な打合せ、相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、委託者と協議により決定するものとする。